

工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例

平成25年3月29日
(
条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第2項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第2項の規定により緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合について他の準則によることとすることが適切であると認められる区域及び当該区域におけるそれぞれの割合は、次の表のとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域並びに同法第7条第3項の市街化調整区域に存する工業団地	100分の10以上	100分の15以上

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法)

第4条 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「規則」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

- (1) 特定工場の敷地が前条で定める区域に存する場合 敷地面積に同条で定める緑地面積率を乗じて得た面積
- (2) 特定工場の敷地が前条で定める区域に存しない場合 敷地面積に工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」とい

う。) 第2条本文で定める緑地面積率を乗じて得た面積

(敷地が2の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が第3条で定める区域及びそれ以外の区域にわたる場合においては、それぞれの区域の当該敷地に占める面積の割合(以下「敷地割合」という。)につき、同条で定める区域の敷地割合が高い場合には、当該敷地について同条の規定を適用し、それ以外の区域の敷地割合が高い場合には、当該敷地について同条の規定は適用しない。

(本市に隣接する地方公共団体の長との協議)

第6条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合の取扱いについては、市長が当該地方公共団体の長と協議して定めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 第3条に規定する区域において、昭和49年6月28日以前に設置され、又は同日に設置のための工事が行われていた特定工場(以下「既存工場等」という。)において、この条例の施行の日以後に生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、同条に規定する割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、次に定める算式によるものとする。

(1) 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる1の業種に属する場合

ア 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{G^0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{G^0}{S} \right) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、

$0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

イ 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{E^0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{E^0}{S} \right) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、

$0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

(2) 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合

ア 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{G^0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{G^0}{S} \right) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、

$0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

イ 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設的面積

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{E_0}{S}\right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{E_0}{S}\right) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、

$0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

3 前項各号に規定する算式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設的面積

γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種について同表の下欄に定める割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届出がされた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届出がされた環境施設的面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設的面積の合計

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設的面積

γ_j j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合